

社長のための勉強

令和3年10月5日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

年金の繰下げ

## 1. 年金の受け取りを1年繰り下げることにより8.4%増額される

公的年金の受給開始は原則として65歳ですが、希望すれば66歳から70歳までになるまでの好きな時に、月単位で繰下げ請求することができます。受給開始を1カ月遅らせるごとに0.7%、1年では8.4%が増額され、この年金額が一生続きます。70歳を過ぎて繰下げ請求をした場合は請求時期にかかわらず70歳時点の増額率になります。また、老齢基礎年金と老齢厚生年金はそれぞれに繰下げ受給できるので、どちらか片方だけ受給開始を遅らせて増額することも可能です。

## 2. 繰下げの損益分岐点は受給開始から約12年後

繰下げ年齢	総額が上回る年齢
66歳	約78歳
67歳	約79歳
68歳	約80歳
69歳	約81歳
70歳	約82歳

※遺族年金は増えずに65歳時点に戻って算出されます

年金を受け取っていた夫が死亡した場合、妻が夫の老齢厚生年金額の額の4分の3の遺族年金を受け取ることができますが、繰下げにより増額された老齢厚生年金が受け取っていたときには、増額前の4分の3となります。

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください